

徴収強化の取り組み

本町では、納期限内に納付がない方に対して、督促状を送付し、催告、電話、訪問などにより自主納付を促しています。納付相談もなく、再三の催告にもかかわらず納付されない場合は、給与、預貯金、生命保険などの差押を実施します。

今年度から各納期ごとに滞納者に対して差押を強化して、納付いただいている方との不公平さをなくしていきます。



納税が困難なときは



必ず相談

何らかの理由で町税を納期限までに納めることができないときは、分割納付（毎月納付等）もありますので、そのまま放置しないで税務課までご相談ください。

町税等の滞納が続くと



差押実施へ

納期限までに町税を完納されないと、法律では、「納期限後20日以内に、督促状を発ししなければならない。」と定められており、督促状が発送されます。それでも未納の状態が続いた場合、催告【催告状・電話・訪問など】を行い、それでも納付がない場合は、財産の調査（預金、不動産の調査・勤務先への給与照会など）を行い、財産の差押（滞納処分）を行います。

町税等の減免制度について

生活保護法による生活扶助を受けているなど、特別な事情がある場合は、申請により町税等の減免が受けられる場合があります。詳しくは税務課まで問い合わせください。

今月の税・保険料

納期限 **7月2日(月)**

- ・町民税 (1期)
- ・国民健康保険税 (1期)
- ・介護保険料 (1期)

※期限までに納めましょう

◆問い合わせ先

税務課

☎0859-54-5208